

コロナワクチン救済制度に必要な書類一覧申請書

- (1) コロナワクチン救済制度専用の申請書（自己負担あり）
 - ・ 申請者の情報、接種日、接種場所、症状の詳細などを医師により記入。
 - ・ 入手先: 厚生労働省のワクチン救済制度ウェブサイトで購入可能。

- (2) 診断書（自己負担あり）
 - ・ 診断医師が発行したもので、症状がコロナワクチン接種によるものであることを証明する。
 - ・ 入手先: 診断を受けた医療機関。

- (3) 接種記録証（紛失している場合は自己負担あり・再発行難あり）
 - ・ ワクチン接種の証明書。接種日、接種したワクチンの種類、接種場所などが記載されているもの。
 - ・ 入手先: 自身が接種を行った医療機関や接種会場。

- (4) 医療費の領収書（再発行は自己負担）
 - ・ 病院や薬局からの領収書で、診察費用や薬品費用が記載されたもの。
 - ・ 入手先: 受診した病院や薬局。

- (5) 受診証明書（自己負担）
 - ・ 自己負担した医療費の詳細を記載した明細書。保険適用後の支払額などを明記したもの。（金額が入力されていないものは無効）
 - ・ 入手先: 受診した医療機関や薬局。

- (6) 診療情報（カルテ）の開示（自己負担《高額の場合がある》）
 - ・ 患者の診療記録（カルテ）のコピー。CDR（電子媒体）または紙媒体で提供される。（媒体の受け付けは市町村によって異なる）
 - ・ 入手先: 診療を受けた医療機関に対して開示請求を行う必要がある。
（個人的感想：医療機関から拒否される場合が多い）

- (7) その他の証明書（一部自己負担あり）
 - ・ その他、必要に応じて提出を求められる補足資料。例として、雇用主からの証明書や保険会社からの書類などが含まれる場合がある。
 - ・ 入手先: 必要に応じて関係機関から取得します。

- (8) 時系列で接種前から接種後の身体への異変が分かる日記（自分で用意）
 - ・ 担当者への説明や審議がスムーズになるが、間違いも反映されるので正確さが必要。